

● 点字ブロックは大切な道しるべ

目の不自由な歩行者にとって、点字ブロックは大切な道しるべです。

自転車などが止まっていると大変危険です。短時間でも止めないようにしましょう。



問道路課

TEL 06・6992・1694

● 同じ住居表示の建物には補助番号の利用を

住居表示(住所)は、住居番号で建物を特定する制度です。

近年、宅地開発などで複数の建物に同じ住居番号を付けなければならない状況が増え、郵便物が届かないなど生活に不都合が生じることがあります。

このたび、建物を特定しやすくするため、住居番号とは別に補助番号を付けることができるようになりました。

(例)守口市京阪本通2丁目2番5号ー1

補助番号プレートを発行しますので、郵便の誤配な

どがある人は活用してください。

申請できる建物 次の①②のいずれかの基準を満たす建物

- ①住居番号が同一の建物が10棟以上存在する
- ②そのほか、建物の特定が困難なもの

申請場所 市役所1号別館1階総合窓口課

注 補助番号を付ける建物は、申請があった建物のみで、ほかの建物に影響するものではありません。

問 総合窓口課

TEL 06・6992・1530

● 安心・安全のお知らせ

● 自転車運転者講習制度

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

一定の危険な違反行為をして、3年以内に2回以上検挙、または事故を起こした14歳以上の悪質自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。

講習時間 3時間

¥5千700円

注 受講に従わない場合、5万円以下の罰金となります。

講習対象となる危険行為

- ▽信号無視
- ▽通行禁止違反(道路標識で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など)

▽歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



▽通行区分違反(道路中央から右側部分を通行する行為など)

▽路側帯通行時の歩行者の通行妨害(自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為)

▽遮断踏切への立ち入り

▽交差点安全進行義務違反など(優先道路を通行する車両などの進行を妨害する行為など)

▽交差点優先車妨害など(交差点で、右折時における直進または左折車両などの進行を妨害する行為)

▽環状交差点安全進行義務



違反など(環状交差点内を通行する車両などの進行を妨害する行為など)

▽指定場所一時不停止など

▽歩道通行時の通行方法違反(歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など)

▽制動装置(ブレーキ)不良自転車運転(ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為)

▽酒酔い運転

▽安全運転義務違反(ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為)

注 携帯電話を使いながら通行して事故を起こした場合にも、適用される事があります。

問 守口警察署

TEL 06・6994・1234

問 問道路課

TEL 06・6992・1694